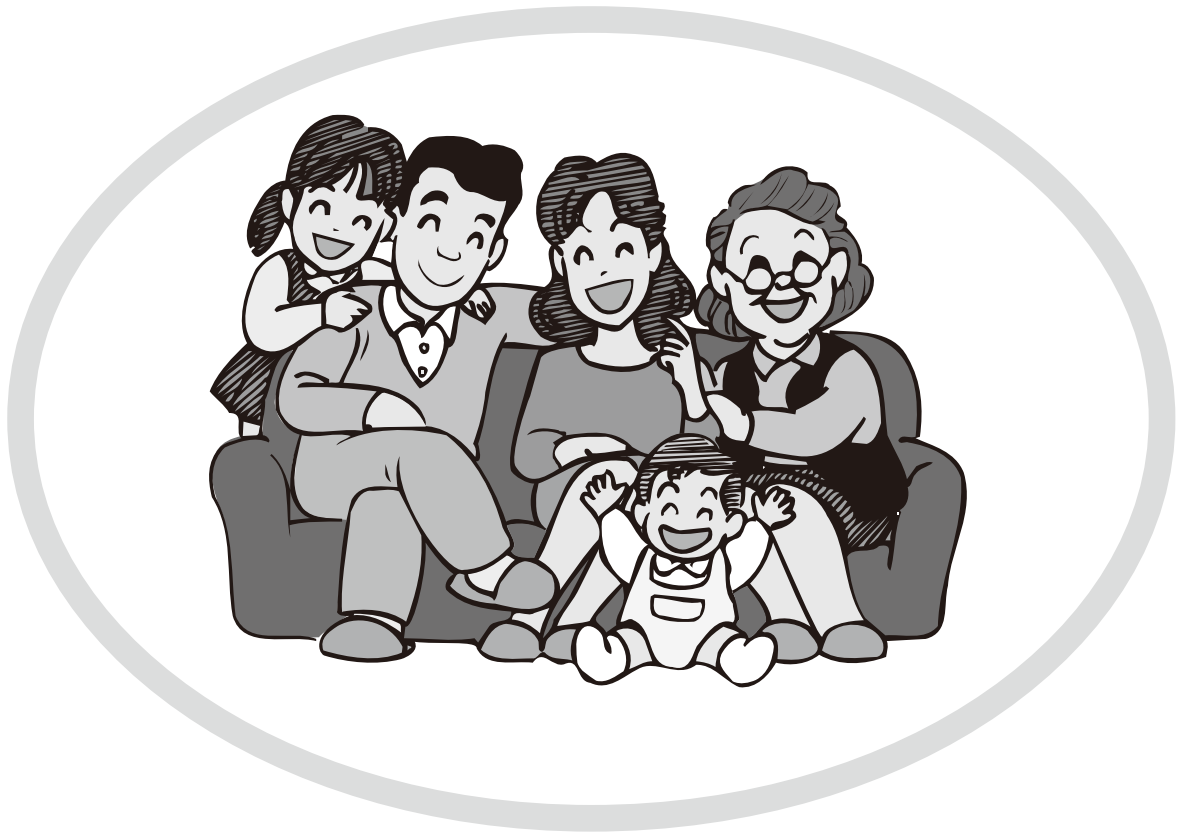


令和6年度

みんなの区税



中野区

目次

みんなのくらしと税金

(区の歳出1万円の使いみち／申告から納税まで) 2

I いちばん身近な住民税

- 1 住民税ってなに? 7
- 2 区で扱っている税金は 8
- 3 こんなときはこちらへ(お問い合わせ先) 8

II 住民税

- 1 どうやって申告するの? 9
- 2 住民税の計算は 11
- 3 どうやって納めるの? 26

III 軽自動車税

- 1 軽自動車税環境性能割 32
- 2 軽自動車税種別割 32
- 3 軽自動車税の申告(登録・廃車) 34

IV 特別区たばこ税

38

V 不服申立て

39

VI 税の証明書

40

- 1 区役所で発行する税証明書 40
- 2 税証明書が必要になったら 41

中学生の税についての作文

46

Q&A 《よくあるご質問》

課税について

- * 亡くなった方に対する課税は 7

申告について

- * 2か所以上からの給与があるときは 9
- * 給与天引きと個人納付の併用は 10
- * 税金が他の区より高いのでは 12
- * 医療費が10万円未満の場合は 18
- * 扶養に入るとは 22

納税について

- * キャッシュレス決済の納付方法は 27
- * 口座振替中止の手続方法は 27
- * バーコードのエラー 27
- * 納めすぎた税金は 31
- * 中野区から引っ越したら、どこに納税するの 31
- * 納めたのに督促状が 31

原動機付自転車(オートバイ)について

- * 盗難にあったときは 36
- * ナンバープレートを紛失・破損したときは 36
- * 引っ越しをするときは 36
- * 譲渡するときは 37
- * 国外へ転出するときは 37
- * 中野区内で購入したたばこの税金は 38

税証明について

- * 所得証明書は区役所で取れますか 42
- * 税証明書は代理で取れますか 42
- * 申告していない場合の税証明書は 42
- * 引っ越した場合、税証明書はどこの区役所で取れますか 42
- * 納税してすぐに証明書は取れますか 42

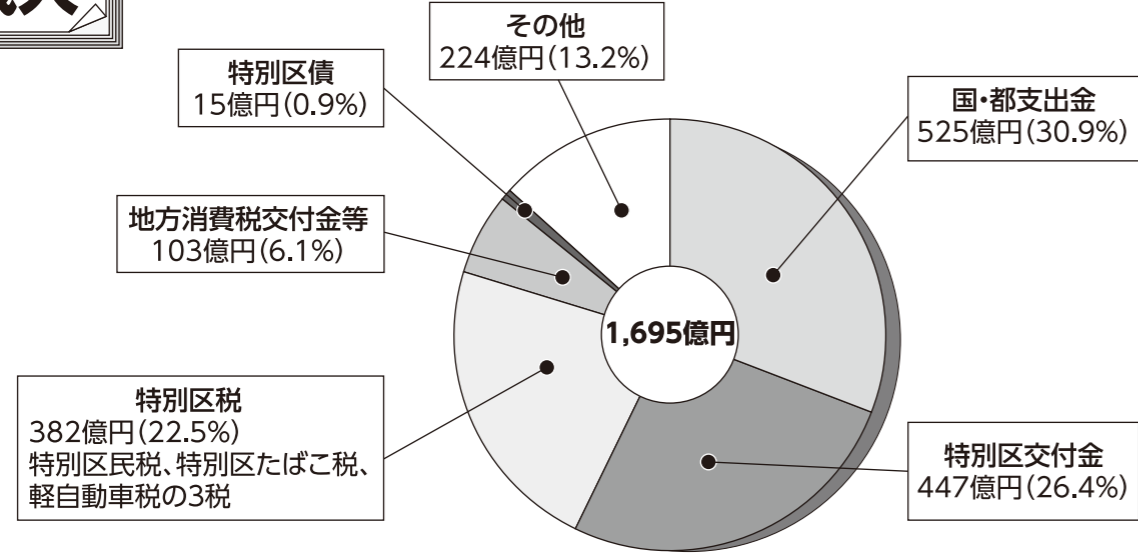
みんなのくらしと税金

区は、保健・福祉・防災・教育など、区民のみなさんのくらしに身近で、しかも個人ではできないような、地域社会に共通する仕事を行っています。そのためにかかる費用の多くは、税金として区民のみなさんに分担していただくこととなります。

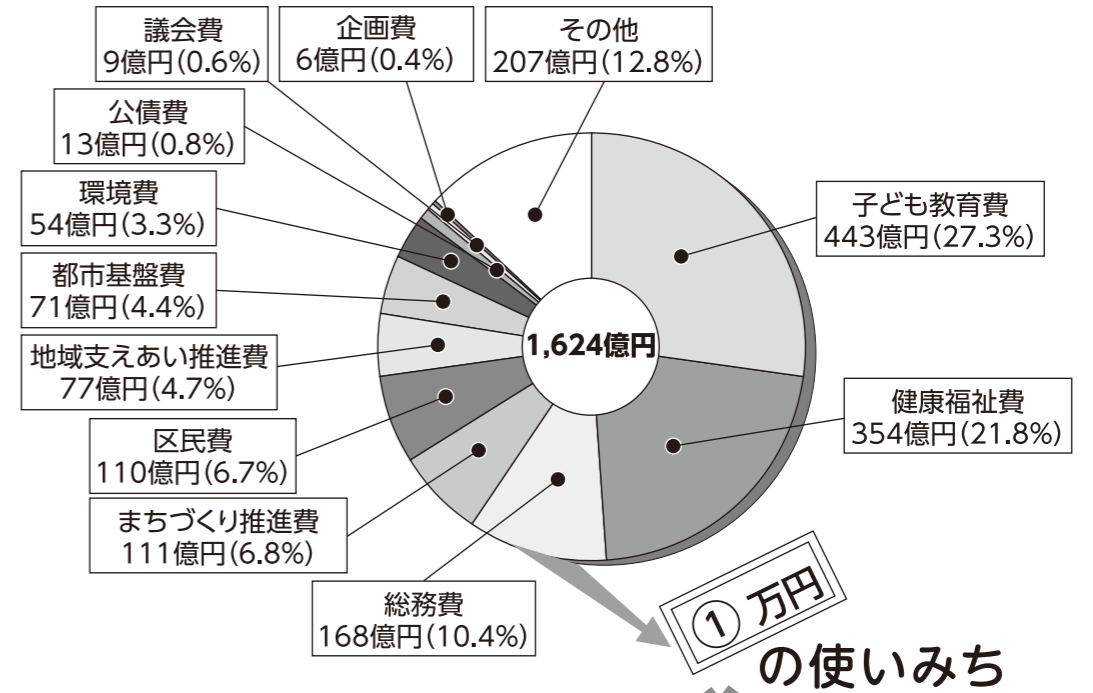
中野区の令和4年度決算の一般会計歳入は約1,695億円。このうち、特別区税は約382億円で、およそ22.5%を占めています。また、同一一般会計歳出の総額を1万円に換算した場合の主な使いみちは、次の図のとおりです。

※数値は表示単位未満で四捨五入しています。このため、表示された数値から算出する値と、合計値等が異なる場合があります。

一般会計 歳入



一般会計 歳出 (目的別)



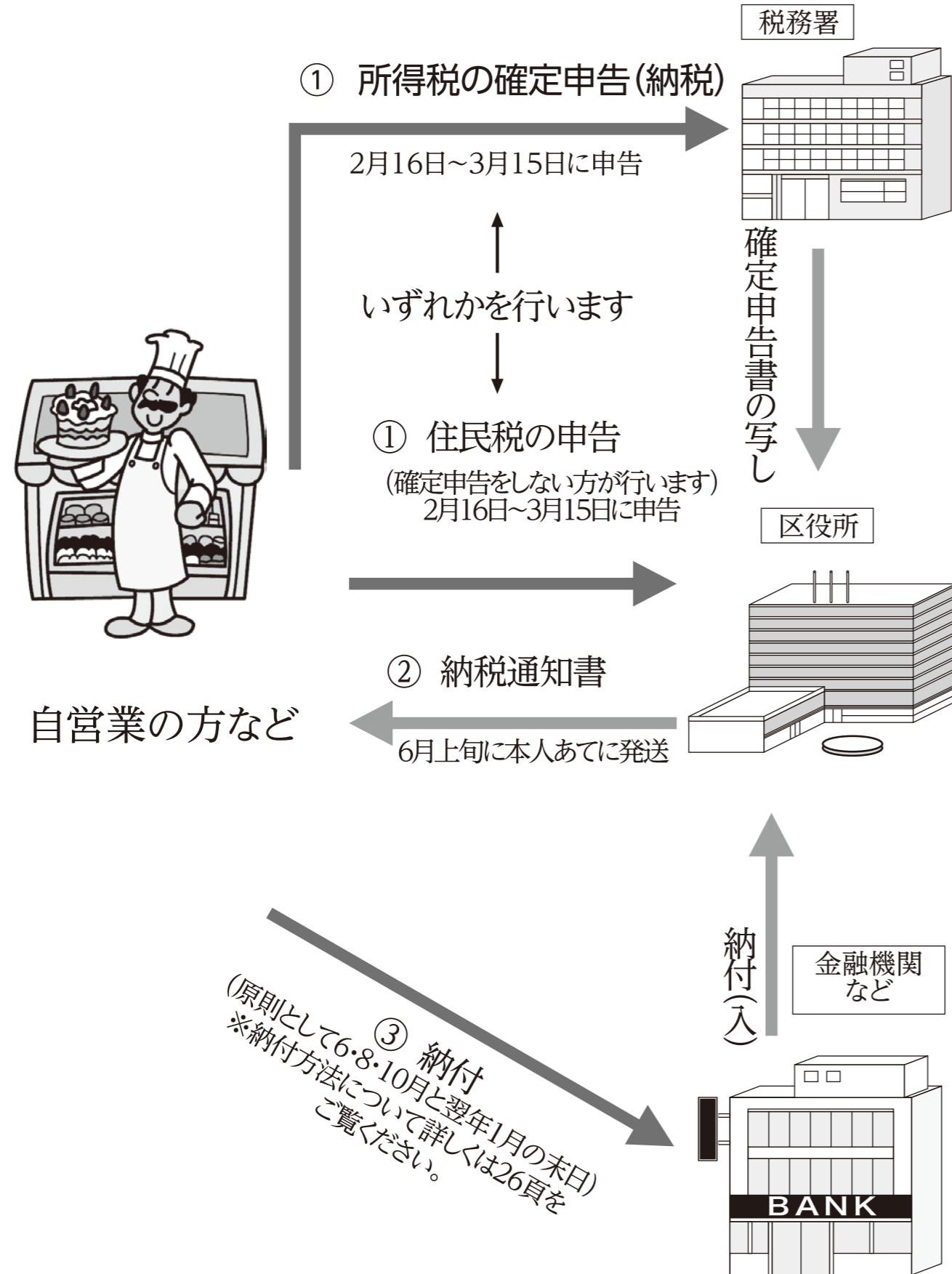
① 1万円
の使いみち

☆歳出決算額1,624億円を1万円に換算するとこうなります(目的別)

子ども教育費 2,727円 子育て支援や保育園・幼稚園、小・中学校、図書館の運営などに 	健康福祉費 2,182円 保健所の仕事や区民健診、障害のある方への援助、生活保護、スポーツ施設の運営などに 	総務費 1,037円 区役所庁舎の維持管理、災害対策の強化・推進、庁内システムの維持管理などに
都市基盤費 436円 道路・河川の整備、公園の整備や建築確認・審査などに 	環境費 331円 地球温暖化防止対策、清掃事業やリサイクルの推進、環境衛生などに 	公債費 80円 区債の返済に

まちづくり推進費 685円 中野駅周辺や西武新宿線沿線のまちづくり、防災まちづくりの推進などに 	区民費 675円 戸籍・住民基本台帳に関する事務、国民健康保険・区税に関する事務、産業振興などに 	地域支えあい推進費 473円 地域活動や高齢者への支援、すこやか福祉センターや区民活動センターの運営などに
議会費 58円 議会の活動、議会中継などに 	企画費 38円 中野区の政策の企画・調整、区報発行などに 	その他 1,277円 財政調整基金や減債基金への積立のためなどに

普通徴収(個人で納める方法)

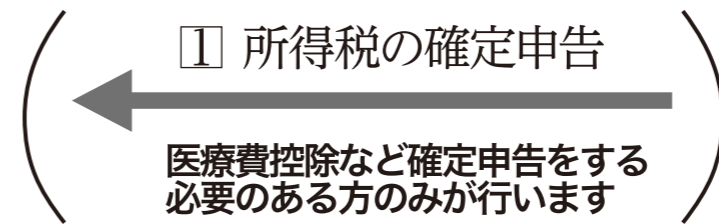


自営業の方など

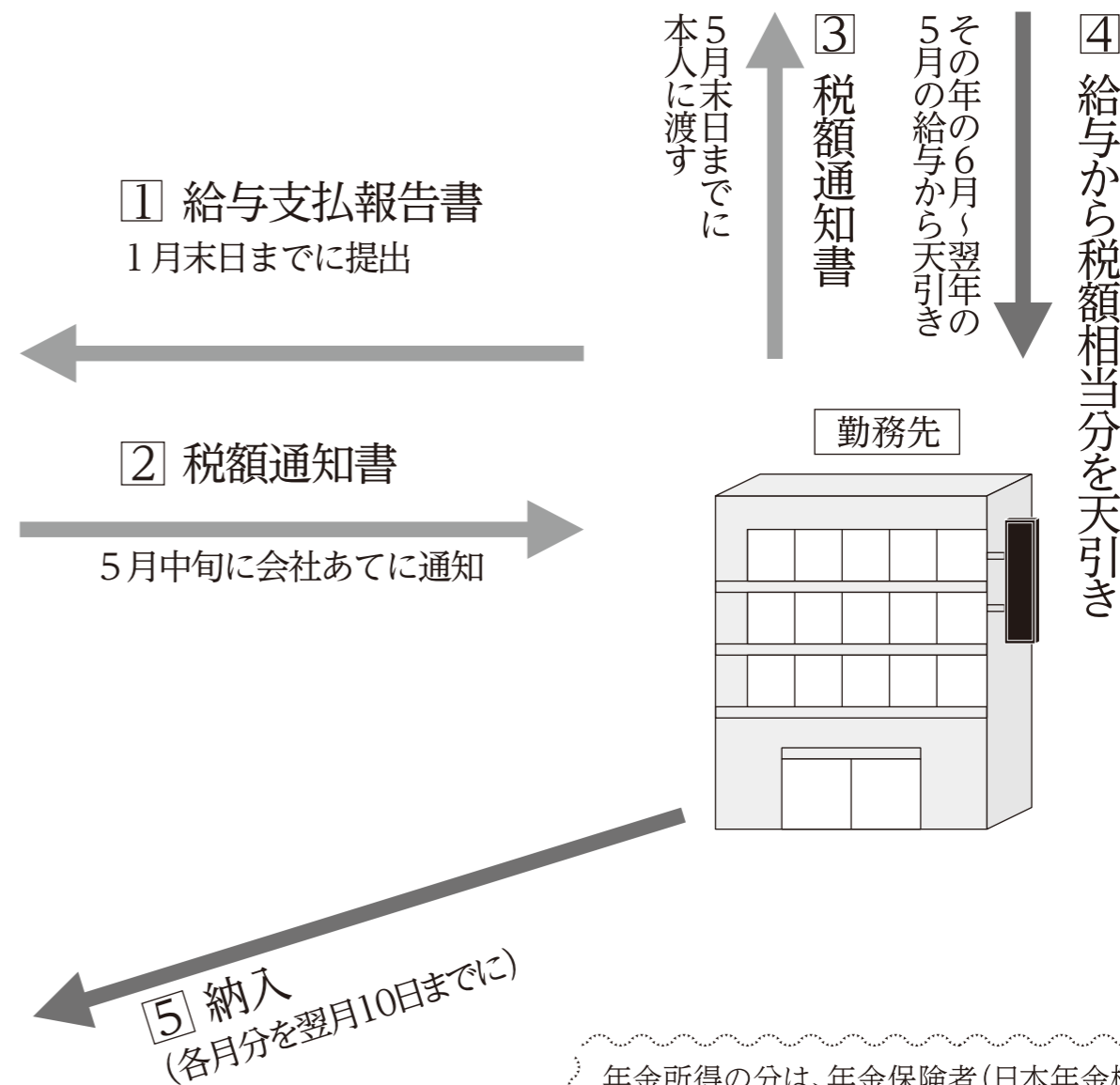
申告から納税

までのながれ

特別徴収(給与天引きで納める方法)



お勤めの方など

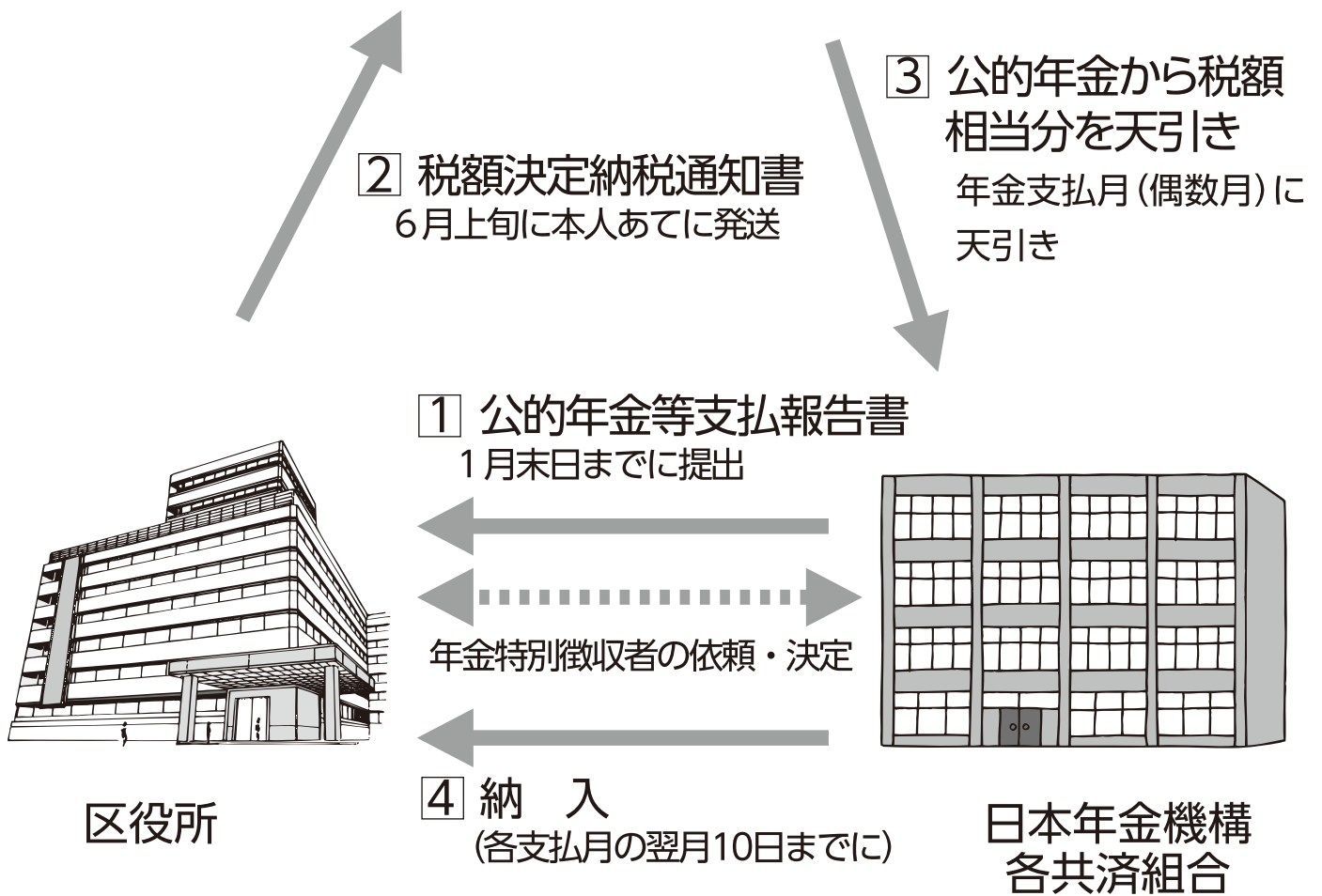


年金所得の分は、年金保険者(日本年金機構など)が年金支払の際住民税を差し引いて(天引き)納めます。
(6頁、26頁をご覧ください)

年金特別徴収

(公的年金から天引きで納める方法)

65歳以上の年金受給者の方



I いちばん身近な住民税

1 住民税ってなに？

住民税は、中野区民のみなさんのくらしにかかわる仕事の費用を、所得に応じて分担していただく税金です。みなさんが中野区民として暮らしていくための会費であるといえます。

住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、毎年1月1日現在、区内にお住まいの方に課税されます。所得税と違い、前年の所得金額に対して翌年度に課税されます。また年の途中で中野区から転出した方も、その年度の住民税は中野区で課税されます。

(1) 所得割と均等割

特別区民税・都民税は、それぞれ次の2種類の税金で構成されています。

- ① 所得割…前年中の所得金額に応じて負担する税金
- ② 均等割…すべての納税者が均等の額によって負担する税金

	平成25年度まで	平成26年度から 令和5年度	令和6年度から
特別区民税均等割額	3,000円	3,500円	3,000円
都民税均等割額	1,000円	1,500円	1,000円

- ※1 東日本大震災を踏まえて中野区や東京都が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、特別区民税及び都民税の均等割税率にそれぞれ500円の加算がありました。
- ※2 令和6年度から、住民税の均等割とあわせて、森林環境税(国税。年額1,000円)が課税・徴収されます。森林環境税(国税)については、以下のホームページを検索、ご覧ください。

林野庁 森林環境税



総務省 森林環境税



住民税は、所得金額や扶養人数などにより、課税されない場合があります。(24頁参照)

区内に住所がなくても、区内に事務所や事業所、家屋敷をお持ちの方には、均等割が課税されます。

◆亡くなった方に対する課税は？

Q:夫が昨年10月に亡くなりました。昨年中の夫の所得に対して住民税は課税されるのでしょうか？



A:昨年中に亡くなった方に対しては、今年度の住民税は課税されません。**1月2日以降に死亡された場合は納税義務があり、相続人の方が納税の義務を負うこと**になります。

2 区で扱っている税金は

区は、特別区民税・都民税(個人住民税)、軽自動車税、特別区たばこ税を扱っています。そのため、この冊子の中では、「住民税」とは「個人住民税」のことを指します。

また、特別区とは、東京23区をいいます。

- ◆ 特別区民税・都民税(個人住民税) 中野区に区民が納める税金
- ◆ 軽自動車税 原動機付自転車、ミニカー、オートバイ、軽自動車等の所有者が納める税金
- ◆ 特別区たばこ税 たばこ製造業者や卸売販売業者などが申告納付する税金
- ◆ 他に鉱産税(鉱物の採掘業者が納める税金)、入湯税(鉱泉浴場に入浴した方が納める税金)がありますが、令和6年1月1日現在、中野区では実績はありません。

3 こんなときはこちらへ(お問い合わせ先)

(1)区税

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------------------|
| ◆ 住民税の計算など→ | 課税係(課税第一、課税第二) | ☎03(3228)8913
☎03(3228)8917 |
| ◆ 住民税の課税・納税証明書→ | 課税係(課税調整) | ☎03(3228)8914 |
| ◆ 住民税の納税など→ | 納税係 | ☎03(3228)8924 |
| ◆ 住民税の口座振替→ | 収納係 | ☎03(3228)8920 |
| ◆ 還付金、退職金にかかる住民税→ | 収納係 | ☎03(3228)8920 |
| ◆ 軽自動車税など→ | 諸税係 | ☎03(3228)8908 |
| ◆ 特別区たばこ税→ | 諸税係 | ☎03(3228)8908 |

※いずれも区役所3階です。新庁舎移転後は2階になります(令和6年5月7日より)。

(2)国税

- <所得税、法人税、相続税などは…> 中野税務署 ☎03(3387)8111
- ※一般的なご相談は音声ガイダンスに従い「1」を選択
または国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901
詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)

(3)都税

- <固定資産税、不動産取得税などについて> 中野都税事務所 ☎03(3386)1111
- <事業税、事業所税について> 新宿都税事務所 ☎03(3369)7151
- <自動車税について> 東京都自動車税コールセンター ☎03(3525)4066
- <自動音声案内サービス> 都税案内テレフォンサービス ☎03(5339)0294

II 住民税

1 どうやって申告するの？

(1) 自営業・年金受給者の方などの申告

原則として、毎年2月16日～3月15日が申告期間です。この期間に税務署や区役所に直接申告してください。

税務署に確定申告書を提出した方は、区役所へ申告する必要はありません。

(2) お勤めの方など(給与所得者)の申告

お勤め先から「給与支払報告書」が区役所へ提出されている場合は申告不要です。年末調整されていない場合や医療費控除や年末調整できなかった所得控除の追加などがある場合で、所得税の還付がある方は3月15日までに税務署に確定申告を行ってください。「給与支払報告書」が区役所に提出されていない場合や、所得控除の追加をしても所得税の還付がない場合は、3月15日までに区役所に住民税の申告をしてください。

2か所以上から給与を受け取っている方の申告、給与所得と給与所得以外の所得のある方の住民税の徴収方法は、下記のQ&Aを参照してください。

※中野区ホームページに特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができる「中野区特別区民税・都民税税額シミュレーションシステム」をご用意しています。是非ご利用ください。

中野区 税額シミュレーション



◆2か所以上からの給与があるときは？

Q:勤務先のA社から年間500万円と、非常勤のB社から年間150万円の給与の支払いを受けた場合、住民税の申告は、どうすればいいですか？



A:A社とB社の給与収入を合算して、税務署へ所得税の確定申告をしてください。住民税も同様にその合計所得に対して課税します。なお、B社からの給与収入が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ない場合もありますので、税務署へお問合せください。所得税の申告が不要となった場合は、住民税の申告をしてください。

◆給与天引きと個人納付の併用は？

Q:私の住民税は給与から天引きされています。令和5年中は給与以外にも収入があるのですが、その分にかかる住民税だけ会社を通さず個人で納付することはできますか？



A:確定申告書第二表に「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」を選択する欄がありますので、「自分で納付」を選んでください。

給与からの天引きとは別に、個人納付するための納税通知書をご自宅にお送りします。

(3) 無収入の方や収入が少なかった方の申告

申告書は、税証明書、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、老齢福祉年金、保育料などの基礎資料となります。無収入の方、給与・年金以外の所得のあった方などは申告がないと課税・非課税の決定ができませんので、**3月15日までに**区役所に住民税の申告をしてください。申告をされないと**税証明書も発行することができません**。

なお、収入が少なかった方で、源泉徴収された所得税の還付のため、税務署に確定申告書を提出した方は、区役所への申告の必要はありません。

《参考》所得税の還付申告について

①年末調整で精算

お勤めの方の所得税は、毎月の給与や賞与の支給時に、一定の基準で天引きして納付されます。このため、天引きされた税の1年間の合計額は、1年間の給与総額に対する年税額と一致していません。

そこで、1年間の給与総額が確定する12月に、その年に納めるべき税額を計算し、1月から天引きしてきた税額との差額について、納付または還付を受ける必要があります。この精算の手続きが「年末調整」です。この年末調整は、勤務先の事業者が行います。

②医療費控除などは還付申告で

医療費控除や雑損控除などは、年末調整では受けることができません。これらの控除がある方は、所得税の確定申告(還付申告)によって還付を受けることになります。

※1 給与所得者が年末調整を受けなかったとき等は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税の還付を受けられることがあります。

※2 令和6年2月16日から3月15日までの間は、中野税務署内で確定申告書の作成・相談はできません。申告書作成会場は、ベルサール新宿セントラルパークとなります。詳しくは中野税務署にお尋ねください。

2 住民税の計算は

住民税は、令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得に対して、令和6年度に課税されます。
一般的な計算方法は、次のとおりです。

各所得の合計額－所得控除額の合計額	=課税標準額(A)
課税標準額(A)×税率(10%)	=住民税算出所得割額(B)
住民税算出所得割額(B)－*人的調整控除額	=住民税所得割額(C)
住民税所得割額(C)+住民税均等割額	=住民税額(年税額)

所得割の税率は、10%(特別区民税6%、都民税4%)です。

住民税の具体的な計算方法については、25頁に示しました。

*人的調整控除額とは

住民税と所得税の人的控除差について(調整控除)

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があるため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税よりも多くなっています。このため、平成19年度に実施された税源移譲により、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうことになるので、税負担が増えないような調整措置(調整控除)が住民税に設けられています。

調整控除額の計算方法

課税所得金額	200万円以下	次の①、②のいずれか小さい額の5% ① 人的控除額の差の合計額 ② 住民税の課税所得額
	200万円超 2,500万円以下	次の③、④のいずれか大きい額の5% ③ 人的控除額の差の合計額－(課税所得額－200万円) ④ 5万円
	2,500万円超	適用なし

住民税と所得税の人的控除額の例

	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	43万円 <small>※合計所得金額2,400万円以下の場合</small>	48万円 <small>※合計所得金額2,400万円以下の場合</small>	5万円 <small>※合計所得金額2,400万円以下の場合</small>
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
	22万円	26万円	4万円
	11万円	13万円	2万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

◆税金が他の区より高いのでは？

Q:中野区は他の区より住民税が高い
のではないですか？



A:中野区の住民税が他の区より高い
ということはありません。

住民税は、前年の所得に応じて負担する所得割額と、すべての納税者が均等に負担する均等割額の合計額です。

所得割額、均等割額ともに**全国共通**
(標準税率)です。

※「中野区に引っ越して来たら税金が高くなった」とのお問い合わせが時々ありますが、こうした場合は、前々年に比べ前年の所得が増えたケースや、学生だったお子さんが就職して扶養からはずれた、医療費がかからなくなったなどにより控除額が少なくなったことによるケースが多いようです。



(1) 所得の種類

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた残額をいいます。税法上、所得は次の10種類あります。

所得の種類		所得金額の算出方法															
1	給与所得 給与、賃金など	給与収入－給与所得控除額(別表 1)															
2	事業所得 事業をしている場合に生じる所得 (営業等所得・農業所得)	収入金額－必要経費															
3	利子所得 公債、預貯金などの利子	利子所得の金額															
4	配当所得 株式や出資の配当など	収入金額－負債利子															
5	不動産所得 地代、家賃など	収入金額－必要経費															
6	譲渡所得* 土地、建物、株など資産の譲渡による所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額															
7	一時所得 生命保険の満期受取金、懸賞当選金	収入金額－必要経費－特別控除(限度額 50 万円)															
8	退職所得 退職金	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ※ ※1/2 適用の有無は以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>退職所得控除後の金額</th> <th>勤続年数 5 年以下</th> <th>勤続年数 5 年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従業員</td> <td>300万円以下</td> <td colspan="2">1/2 適用あり</td> </tr> <tr> <td>300万円超</td> <td>1/2 適用なし</td> <td>1/2 適用あり</td> </tr> <tr> <td>法人役員等</td> <td>金額制限なし</td> <td>1/2 適用なし</td> <td>1/2 適用あり</td> </tr> </tbody> </table>		退職所得控除後の金額	勤続年数 5 年以下	勤続年数 5 年超	従業員	300万円以下	1/2 適用あり		300万円超	1/2 適用なし	1/2 適用あり	法人役員等	金額制限なし	1/2 適用なし	1/2 適用あり
	退職所得控除後の金額	勤続年数 5 年以下	勤続年数 5 年超														
従業員	300万円以下	1/2 適用あり															
	300万円超	1/2 適用なし	1/2 適用あり														
法人役員等	金額制限なし	1/2 適用なし	1/2 適用あり														
9	山林所得 山林を伐採、または立木のまま譲渡したことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除(限度額 50 万円)															
10	雑所得 公的年金、私的年金、1 から 9 のいずれにも該当しない所得	①公的年金等収入－公的年金等控除額(別表 2) ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費															

* 土地、建物などの不動産の譲渡は、他の所得と区分し、特別の税率を適用して税額を計算します。
(分離課税)

別表1

給与収入から給与所得への換算表

給与収入(A)	給与所得	
550,999円以下	0円	
551,000～1,618,999円	A-550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	A×60%+100,000円	※4,000円 単位で端数を 切り捨て。
1,800,000～3,599,999円	A×70%-80,000円	
3,600,000～6,599,999円	A×80%-440,000円	
6,600,000～8,499,999円	A×90%-1,100,000円	
8,500,000円以上	A-1,950,000円	

所得金額調整控除について

給与等の収入が850万円を超えて、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- (1) 納税義務者が特別障害者に該当する。
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する。
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 10\%$$

(例) 給与収入が4,851,736円の場合

ア 給与収入金額を4,000円で割り、小数点以下を切り捨てる。

$$4,851,736 \div 4,000 = 1,212.⁹³⁴$$

イ 端数整理後の給与収入金額を求める。 $4,000 \times 1,212 = 4,848,000$

ウ イで求めた金額を給与収入Aとし、次の計算式で給与所得を算出する。

$$4,848,000 \times 80\% - 440,000 = 3,438,400$$

別表2

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上、未満で異なり、次の表のとおりになっています。

	公的年金等の収入(A)	公的年金控除後の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円以下	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	3,300,001～ 4,100,000円	A×75%- 275,000円	A×75%- 175,000円	A×75%- 75,000円
	4,100,001～ 7,700,000円	A×85%- 685,000円	A×85%- 585,000円	A×85%- 485,000円
	7,700,001～ 10,000,000円	A×95%- 1,455,000円	A×95%- 1,355,000円	A×95%- 1,255,000円
	10,000,000円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
	65歳未満	1,300,000円以下	A-600,000円	A-500,000円
1,300,001～ 4,100,000円		A×75%- 275,000円	A×75%- 175,000円	A×75%- 75,000円
4,100,001～ 7,700,000円		A×85%- 685,000円	A×85%- 585,000円	A×85%- 485,000円
7,700,001円～ 10,000,000円		A×95%- 1,455,000円	A×95%- 1,355,000円	A×95%- 1,255,000円
10,000,000円超		A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

※令和6年度課税における65歳以上とは
65歳以上=昭和34年1月1日以前に生まれた方

所得金額調整控除について

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与所得(上限10万円)} + \text{公的年金等雑所得(上限10万円)}\} - 10\text{万円}$$

(2) 所得控除の種類

住民税や所得税のように、個人の所得を課税対象にしている税金には、納税者個々の実情に応じた税負担を求めるために収入金額から必要経費を差し引いた後、さらに一定の金額を控除する「所得控除」の制度があります。

	種 類	要 件	控 除 額																								
1	医療費控除	前年中に医療費の支払またはセルフメディケーション税制の対象となる医薬品等の購入があった場合 ※どちらか一方のみ (18頁※1参照)	〈従来の医療費控除〉(実際に負担した医療費－保険等の補填額)－10万円または所得の合計額の5%(所得の合計額が200万円未満の場合)のいずれか少ない額 〈セルフメディケーション税制〉(スイッチOTC医薬品等購入費－保険等の補填額)－1万2千円																								
2	社会保険料控除	前年中に国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険等の保険料を支払った場合	支払った額																								
3	小規模企業共済等掛金控除	前年中に掛金を支払った場合	支払った額																								
4	生命保険料控除	生命保険料控除額は、次の(1)～(3)の控除額の合計額(限度額70,000円) 「新契約」……平成24年1月1日以後に締結した契約 「旧契約」……平成23年12月31日以前に締結した契約																									
		(1) 前年中に一般の生命保険料を支払った場合	ア 新契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Aのとおり																							
			イ 旧契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Bのとおり																							
			新契約と旧契約の両方ある場合の控除額は、次のいずれかを選択することができます。 ・新契約分の控除額(限度額28,000円) ・旧契約分の控除額(限度額35,000円) ・新契約分の控除額と旧契約分の控除額の合計額(限度額28,000円)																								
		(2) 前年中に介護医療保険料を支払った場合	新契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Aのとおり																							
		(3) 前年中に個人年金保険料を支払った場合	ア 新契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Aのとおり																							
			イ 旧契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Bのとおり																							
			新契約と旧契約の両方ある場合の控除額は、次のいずれかを選択することができます。 ・新契約分の控除額(限度額28,000円) ・旧契約分の控除額(限度額35,000円) ・新契約分の控除額と旧契約分の控除額の合計額(限度額28,000円)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表A 新契約に係る控除額</th> <th colspan="2">表B 旧契約に係る控除額</th> </tr> <tr> <th>保険料支払額(a)</th> <th>控除額</th> <th>保険料支払額(b)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>(a)の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>(b)の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～32,000円</td> <td>(a)×1/2 +6,000円</td> <td>15,001円 ～40,000円</td> <td>(b)×1/2 +7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～56,000円</td> <td>(a)×1/4 +14,000円</td> <td>40,001円 ～70,000円</td> <td>(b)×1/4 +17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		表A 新契約に係る控除額		表B 旧契約に係る控除額		保険料支払額(a)	控除額	保険料支払額(b)	控除額	12,000円以下	(a)の全額	15,000円以下	(b)の全額	12,001円 ～32,000円	(a)×1/2 +6,000円	15,001円 ～40,000円	(b)×1/2 +7,500円	32,001円 ～56,000円	(a)×1/4 +14,000円	40,001円 ～70,000円	(b)×1/4 +17,500円	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円
		表A 新契約に係る控除額		表B 旧契約に係る控除額																							
保険料支払額(a)	控除額	保険料支払額(b)	控除額																								
12,000円以下	(a)の全額	15,000円以下	(b)の全額																								
12,001円 ～32,000円	(a)×1/2 +6,000円	15,001円 ～40,000円	(b)×1/2 +7,500円																								
32,001円 ～56,000円	(a)×1/4 +14,000円	40,001円 ～70,000円	(b)×1/4 +17,500円																								
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円																								
5	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料の1/2(限度額25,000円) 前年中に支払った旧長期損害保険料の額(支払った額が5,001円以上の場合、支払った額×1/2+2,500円。限度額10,000円)																									
		上記の両方ある場合は、合わせて25,000円を限度とします。																									

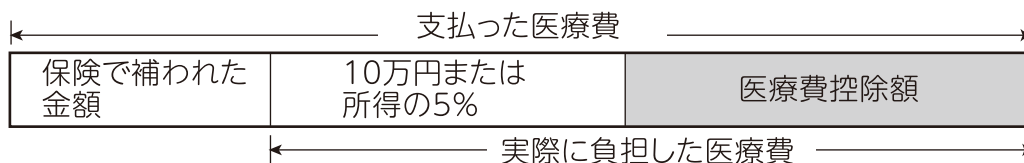
	種 類	要 件	控 除 額				
6	扶 養 控 除	納税者と生計を一にする16歳以上の親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入だけなら給与収入103万円まで)の方を扶養している場合に控除できます。国外居住親族の扶養控除対象の条件が変更されました。(19頁※2参照)	一般扶養	33万円			
			老人扶養(70歳以上)	38万円			
			同居老親等(70歳以上の同居の直系尊属)	45万円			
			特定扶養(19歳以上23歳未満)	45万円			
7	配 偶 者 控 除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)		
			900万円まで	33万円	38万円		
			900万円超～950万円	22万円	26万円		
			950万円超～1,000万円	11万円	13万円		
8	配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	別表3をご参照ください。				
9	障 害 者 控 除	本人や、扶養されている方(配偶者・親族)に障害のある場合(16歳未満の扶養親族を含む。)	特別障害者	30万円			
			同居特別障害者	53万円			
			その他障害者	26万円			
10 11	寡 婦 控 除 ひとり親控除	本人の合計所得金額		500万円以下(500万円超は適用対象外)			
		配偶者関係		死別	離別	未婚のひとり親	
		本人が女性	扶養親族あり	子あり	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)
				子以外	26万円 (寡婦控除)	26万円 (寡婦控除)	—
		扶養親族なし		26万円 (寡婦控除)	—	—	
		本人が男性	扶養親族あり	子あり	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)
				子以外	—	—	—
		扶養親族なし		—	—	—	
※()内は適用控除の種類 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載のある方は対象外となります。							
12	勤 労 学 生 控 除	学生、生徒等で、年間所得が75万円以下(利子・配当・不動産所得は10万円以下)の場合	26万円				
13	雑 損 控 除	前年中に災害・盗難などにより、資産に損失を受けた場合(損失の金額-保険などで補填された金額=A)	次のア、イのいずれが多い方の金額 ア A-所得金額の10分の1 イ Aのうち災害関連支出の金額-5万円				
14	基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下	43万円				
		合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	29万円				
		合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	15万円				
		合計所得金額が2,500万円超	0円				

※1 医療費控除の受け方

所得税の年末調整を受けている方は、税務署に還付申告ができます(10頁参照)。その他の方は、申告時に医療費控除欄に記入します。いずれも医療費控除の明細書の添付が必要です。

医療費控除は《従来の医療費控除》《セルフメディケーション税制》のいずれかを選択して申告します。

《従来の医療費控除》



医療費控除が認められる医療費・認められない医療費

認められるもの	医師・歯科医師に支払った診療費・治療費、治療・療養のための医薬品の購入費、介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価、診療や治療などを受けるために直接必要なもので通院費用、入院の部屋代や食事代等及び医療用器具の購入費等。
認められないもの	医師などへの謝礼金、健康診断や美容整形の費用(健康診断により重大な疾病が発見され、引き続きその治療をした場合には、その健康診断のための費用は医療費控除の対象となります)、予防接種、健康食品の購入費、治療を受けるために直接必要としない眼鏡の購入費、通院のための自家用車のガソリン代、分娩のため実家へ帰る交通費等。

※詳細はお問い合わせください。

◆医療費が10万円未満の場合は？

Q:負担した医療費が10万円を超えないと、医療費控除は受けられませんか？

A:10万円に満たなくても、医療費控除が受けられることがあります。所得金額が200万円未満の場合は、所得金額の5%を超えると受けられることになります。

《セルフメディケーション税制》

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)
(平成30年度～令和9年度の住民税)

特定健診やがん検診などの健康の維持増進や疾病の予防への取組を行っている方が、前年中にスイッチOTC医薬品(※)を購入し、その購入額が12,000円を超えると、その超える部分の金額(限度額88,000円)を総所得金額等から控除します。この特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることができません。

※スイッチOTC医薬品 …… 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

※2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用について

日本国外に居住する親族(以下「国外居住親族」)に係る扶養控除(非課税限度額の算定のための16歳未満扶養親族を含む)の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出または提示が必要です。

提出または提示しようとする書類が外国語で作成されている場合は日本語による翻訳文が必要となります。

なお、令和6年度以降、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について要件が厳格化されます。日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下の1～3のいずれにも該当しないかたは扶養控除の適用対象外となります。

- 1 留学により非居住者となったかた
- 2 障害者
- 3 扶養控除を申告する納税義務者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けているかた

別表3

配偶者の 合計所得金額	本人(納税義務者)の合計所得金額		
	900万円まで	900万円超 ～950万円	950万円超 ～1,000万円
48万円超 ～100万円	33万円	22万円	11万円
100万円超 ～105万円	31万円	21万円	11万円
105万円超 ～110万円	26万円	18万円	9万円
110万円超 ～115万円	21万円	14万円	7万円
115万円超 ～120万円	16万円	11万円	6万円
120万円超 ～125万円	11万円	8万円	4万円
125万円超 ～130万円	6万円	4万円	2万円
130万円超 ～133万円	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

(3) 住宅ローン控除

① 住宅ローン控除とは

平成26年から令和7年までの間に入居し所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の住民税から控除する制度です。

確定申告や年末調整の資料から市区町村が住民税の住宅ローン控除額を計算できる仕組みとなっているため、原則として住民税用の申告は不要です。

② 住民税の住宅ローン控除額

次のアとイのうち、いずれか少ない額

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除できなかった額

イ 所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)

住宅に適用される消費税率が8%または10%(別表4参照)である場合は、所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を限度)

別表4 居住開始年月日別の控除額と控除適用期間

居住開始年月（日）	控除限度額	期間
平成26年から令和3年までの場合	所得税の課税総所得金額等の5% （上限97,500円）	10年
平成26年4月1日から令和3年まで、かつ、 特定取得（※1）に該当する場合	所得税の課税総所得金額等の7% （上限136,500円）	10年
令和元年10月1日から令和3年12月31日まで、 かつ、特別特定取得（※2）に該当する 場合	所得税の課税総所得金額等の7% （上限136,500円）	13年
令和3年1月1日から令和4年12月31日まで、 かつ、特別特例取得（※3）に該当する場合	所得税の課税総所得金額等の7% （上限136,500円）	13年
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで、 かつ、特別特例取得、特例特別特例 取得に該当しない場合	所得税の課税総所得金額等の5% （上限97,500円）	※4

※1 特定取得とは、居住者の住宅の取得に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が、8%または10%相当額である場合の住宅の取得等をいいます。

※2 特別特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額が、10%相当額である場合の住宅の取得等をいいます。

※3 特別特例取得とは、その住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

- ・新築（注文住宅）の場合 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
- ・分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

また、特別特例取得に該当する場合で、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下、かつ、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得を、特例特別特例取得といいます。

※4 住宅の取得が認定住宅等（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅）の新築または建築後使用されたことのないもの、若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合は13年、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるもの、または認定住宅等以外の場合は10年となります。

(4) 寄附金税額控除

① 対象となる寄附金

- ア 都道府県・市区町村（※特例控除対象）に対する寄附金（ふるさと納税）
- イ 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部、都道府県・市区町村（※特例控除対象以外）に対する寄附金
- ウ 区民税の控除の対象となる寄附金として中野区が指定したもの
 - ・区内に幼稚園、短期大学、大学、幼保連携型認定こども園を設置する学校法人（区内に設置する当該学校等の業務に関連するものに限り、）
 - ・区内に主たる事務所を有するまたは施設を運営する社会福祉法人（主たる事務所が区外にある場合は、区内で運営する施設に関連するものに限り、）
 - ・区内に主たる事務所を有するまたは施設を運営する更生保護法人（主たる事務所が区外にある場合は、区内で運営する施設に関連するものに限り、）

エ 都民税の控除の対象となる寄附金として東京都が指定したもの

- ・ 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの(所得税法第78条第2項第2号)
- ・ 特定公益増進法人(例:学校法人、社会福祉法人など)に対する寄附金(所得税法第78条第2項第3号)
- ・ 認定NPO法人、特例認定NPO法人(仮認定NPO法人)に対する寄附金(租税特別措置法第41条の18の2)

上記のうち、都内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金が、都民税の控除の対象です。

※ 令和元年6月1日以降、総務大臣が指定した都道府県・市区町村への寄附金に限り特例控除が適用されます。総務大臣が指定した都道府県・市区町村については総務省のホームページでご確認ください。

② 対象となる寄附金の支出時期

令和5年中に支出した寄附金が、翌年度分の特別区民税・都民税(住民税)から控除されます。(寄附を行った翌年度の住民税から控除されます。)

③ 控除の手続き

確定申告(確定申告の必要がない方は、住民税の申告)を行ってください。

ただし、次の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合は、確定申告や住民税の申告は不要です。

④ ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の義務のない給与所得者等の方がふるさと納税を行う場合に、一定の条件の下、ふるさと納税先の地方団体に申請することにより、確定申告をせずに寄附金控除の適用を受けることができます。この特例の適用を受ける場合は、寄附金控除による所得税減額分に相当する額が、申告特例控除額として住民税から控除されます。

※ 確定申告・住民税申告をする場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることはできません。この場合、寄附金控除(所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除)の適用を受けるためには、申告書にふるさと納税の寄附金控除に関する事項を記載し、ふるさと納税の領収書を添付する必要があります。

(5) パート収入と税金

パートの収入は給与所得となります。非課税となる収入限度額は、所得税と住民税で異なります。

< 所得税 >

パート収入103万円までは、所得税はかかりません。103万円の給与収入を所得に換算すると48万円になり(14頁参照)、課税計算上、合計所得金額2,400万円以下の場合の基礎控除額48万円をここから差し引くと、課税対象になる所得(課税標準額)がゼロになるためです。

< 住民税 >

パート収入100万円までは、住民税はかかりません。100万円を所得に換算すると45万円となり(14頁参照)、住民税の非課税限度額45万円(24頁参照)と一致するためです。

パート収入	本人に税金がかかるかどうか		夫(または妻)が配偶者控除・配偶者特別控除を受けられるか	
	住民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	○	×
100万円超～103万円以下	課税	非課税	○	×
103万円超～201万6千円未満	課税	課税	×	○
201万6千円以上	課税	課税	×	×

◆扶養に入るとは?

Q:例えば「妻が夫の扶養に入る」とは?

A:税法上では、夫が税の申告をする際に配偶者控除の適用を受けることをいいます。ただし、配偶者控除が認められるのは、夫(納税義務者)の合計所得が1,000万円以下で、妻の1年間の所得が48万円以下の場合です。これを給与収入に換算すると103万円以下になります。

※ 以上は税法上の扶養についてであり、健康保険組合や会社の手当てなどという扶養とは異なる場合があります。

(6) 退職したときの住民税

① 給与から住民税を差し引かれていた方

個人の住民税は、前年中の所得に基づき、区が税額を決定します。1年間の住民税は、6月から翌年5月まで12回に分けて給与から差し引かれ、給与支払者(会社など)を通して区へ納入されます。

年の途中で退職される場合、5月までの残りの住民税を納める方法には次の2つがあります。

ア 給与支払者(会社など)が、残りの住民税を退職時にまとめて差し引いて、一括納入する方法

- ・ 6月1日から12月31日までの間に退職する場合は、退職する方が会社に申出をすれば、給与支払者が最後の給与・退職金等から翌年5月までの住民税をまとめて差し引いて、一括納入することができます。
- ・ 1月1日から4月30日までの間に退職する場合は、原則として給与支払者が最後の給与・退職金等から5月までの住民税をまとめて差し引いて、一括納入します。

イ 個人で納める方法

給与・退職金等から差し引いて納入されなかった住民税の残りは、個人で納めることになります。

6月・8月・10月・翌年1月の各末日が納期限の4回払いですが、年の途中から個人で納める方法に切り替えた場合は、その時点で間に合う納期の回数に分割されます。例えば、9月に個人払いに切り替えた場合、10月末日納期限の3期目に間に合いますので、残りの住民税は2回に分けて納めることになります。

② 会社を退職した翌年の住民税

個人の住民税は、前年中の所得に対してかかります。会社などを退職された方については、前年に退職するまで所得があったため、住民税がかかることがあります。

③ 退職金等にかかる住民税

退職金等に対しても住民税はかかりますが、税計算は他の所得とは別に行い、退職した年の1月1日現在の住所地で課税されます。退職金等の支払者が住民税の額を計算して、退職金等の支払いの際に特別徴収して、退職金等の支払日の翌月10日までに納めます。

④ 退職金の税計算は？

退職金等から退職所得控除額を差し引いた額の2分の1が退職所得の金額となります。

なお、勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得は「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」です。

また、勤続年数5年以下の法人役員等以外の場合、「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」のうち300万円を超える部分については、2分の1とする措置を適用しません(24頁参照)。

※1 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

* 障害者になったことによって退職した場合は、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

* 勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年と計算します。

※2 退職所得に対する税額 (特別徴収すべき税額)

区分	計算式
特別区民税	退職所得 × 税率(6%)
都民税	退職所得 × 税率(4%)

ア 退職所得の金額に、1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

イ 税額を計算する場合、計算途中の端数処理は行わないで、特別区民税及び都民税に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てます。この端数を切り捨てた額が、特別徴収すべき税額になります。

令和4年1月1日以後に支払われる退職金等について

令和4年1月1日以後に支払われる退職金等について令和3年度税制改正により、以下のとおり計算方法が変更されました。

対象者	勤続年数5年以下の法人役員等以外
内容	「退職金等から退職所得控除額を差し引いた額」のうち300万円を超える部分については退職所得の金額の計算上、2分の1とする措置を適用しません。

(7) 住民税がかからない場合

① 次に該当する方は、住民税がかかりません

- ア 生活保護法による生活扶助を受けている方
- イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の方で、前年の合計所得が135万円以下の方
*合計所得135万円は、給与収入に換算すると約204万円です。
- ウ 前年の合計所得が、次の計算式により得られた金額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の人数}) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$$

*同一生計配偶者・扶養親族がない場合の住民税がかからない限度額は45万円。

② 次に該当する方は、住民税のうち所得割額がかかりません

前年の総所得金額等が、次の計算式により得られた金額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{本人} \cdot \text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族の人数}) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$

*同一生計配偶者・扶養親族がない場合の所得割額がかからない限度額は45万円。

※1 ①、②の扶養親族には、16歳未満の方も含まれます。

※2 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。



(8) 住民税の具体的な計算方法

< 例 > 中野A男さんの家族

	年齢	給与収入額
A男さん(会社員)	43歳	760万円
妻 (パート)	42歳	86万円
長男 (大学生)	20歳	なし
次男 (高校生)	17歳	なし
社会保険料の支払額		42万円
生命保険料の支払額		
一般の生命保険料(平成24年1月1日以後に契約)の支払額		12万円
介護医療保険料(平成24年1月1日以後に契約)の支払額		3万円
個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約)の支払額		9万円
地震保険料の支払額		2万円

中野A男さんの住民税は次のようにして計算します。

所得	給与収入を所得に換算すると、(14頁)	574万円	… A
控除	・社会保険料控除(16頁)		42万円①
	・生命保険料控除(16頁)		
	一般の生命保険料(新契約分)に係る控除額	2万8千円	
	介護医療保険料に係る控除額	2万1千円	
	個人年金保険料(旧契約分)に係る控除額	3万5千円	
	2万8千円+2万1千円+3万5千円 > 7万円		7万円 ②
	・地震保険料控除(16頁)		1万円 ③
	・配偶者控除(17頁)		
妻の所得は31万円(14頁)			
48万円以下につき税法上の扶養の範囲内にあるので	配偶者控除額 ⇒	33万円④	
・扶養控除(17頁)	長男は特定扶養 ⇒	45万円⑤	
	次男は一般扶養 ⇒	33万円⑥	
・基礎控除(17頁)		43万円⑦	
	控除額の合計は、 ①～⑦より	204万円	… B
	課税対象額(課税標準額)は、所得合計(A)－控除合計(B)	370万円	
住民税額	調整控除前所得割額	都民税 370万円 × 4%	= 148,000円
		区民税 370万円 × 6%	= 222,000円
	調整控除(11頁)(5万+18万+5万+5万)－(370万円－200万)<5万円		
	よって、	都民税 5万円×2%	= 1,000円
		区民税 5万円×3%	= 1,500円
	調整控除後所得割額	都民税 148,000－1,000	= 147,000円
		区民税 222,000－1,500	= 220,500円
	住民税	都民税 147,000 + 1,000(均等割額) = 148,000円	
	区民税 220,500 + 3,000(均等割額) = 223,500円		
森林環境税	1,000(国税) = 1,000円		
	372,500円		

3 どうやって納めるの？

(1) 普通徴収と特別徴収

① 自営業などの方

自営業などの方を対象とした徴収方法が「普通徴収」です。

普通徴収の方には、区から直接「税額決定・納税通知書」を送付して、税額をお知らせします。その税額を、6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて、ご本人が区に納付する方法です。

② お勤めの方(サラリーマンなど)

お勤めの方を対象とした徴収方法が「給与からの特別徴収」です。

給与からの特別徴収の方には、区から「特別徴収税額通知書」を勤務先(特別徴収義務者)にお送りし、勤務先を通してご本人に税額(12回分)が通知されます。

勤務先は、この税額を6月から翌年5月まで、毎月の給与から差し引いて区に納入します。

※1 お勤めの方で、給与から住民税が差し引かれていない場合は、自営業などの方と同じ「普通徴収」による方法で納付します。

※2 年の途中で会社を辞めた方で退職等により、給与からの差し引きができなくなったときは、残りの分が普通徴収に切り替わります。

③ 年金所得の方

4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者を対象とした徴収方法が「公的年金からの特別徴収」です。

公的年金からの特別徴収の方には、区から直接「税額決定・納税通知書」を送付して、税額をお知らせします。

なお、年の途中で転出した方や税額の変更のあった方、亡くなられた方などは、公的年金からの特別徴収を中止して普通徴収の方法に変更する場合があります。

ア 新たに公的年金からの特別徴収の対象となる方は、公的年金等所得に係る税額の1/2に相当する額を普通徴収の方法で6月・8月の2回の納期に分けて、直接ご本人が納付し、残りの1/2に相当する額を10月・12月・2月に公的年金から差し引きます。


イ 前年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である方は、前年度分の公的年金等所得に係る年税額の1/2の額を仮特別徴収税額として4月・6月・8月に公的年金から差し引き、公的年金等所得に係る今年度の税額から仮特別徴収税額を引いた残額を10月・12月・2月に公的年金から差し引きます。

公的年金から差し引かれた税額は、年金保険者(日本年金機構などの年金支払者)が区に納入します。

(2) 普通徴収の納め方

口座振替、ATM、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済、窓口納付の6種類の方法があります。次のページの一覧表をご覧ください。

なお、口座振替について、三菱UFJ銀行ほか地方銀行数行で申込みされる方は

 **AIRPOST** (エアポスト)を利用してスマートフォンからお手続きできます(29頁参照)。

<よくあるご質問>

◆キャッシュレス決済の納付方法は?

Q:キャッシュレス決済で納めたいので、詳しい納付方法を教えてください。

A:スマートフォン決済やクレジットカードなど様々な方法があります。納付方法によって納付上限額や手数料などが異なりますので、次のページの一覧表をご覧ください。

◆口座振替中止の手続方法は?

Q:口座振替をやめてクレジットカード納付に変更したいです。手続方法を教えてください。

A:納税者ご本人の電話連絡で口座振替を中止できます。ただし、口座振替日(各納期限)の15営業日前までにご連絡ください。

◆バーコードのエラー!?

Q:スマートフォン決済アプリで支払うためバーコードを読み取ったのですが、エラーとなりました。なぜですか?

A:納付書の汚損等でエラーになる場合があります。その際は再度納付書を発行いたしますのでご連絡ください。既に同じアプリで納付済みの納付書を利用している場合やスマートフォン決済アプリ内での支払上限額を超過している場合などにもエラーが表示されますので、詳細は各アプリ業者にお問合せください。

普通徴収納付方法一覧(キャッシュレス決済)

※下記のキャッシュレス決済により納付した場合は、領収証書は発行されません。

	納付種別	納付方法								
1	<p>口座振替</p> 	<p>振替日に預金口座から自動引落として納付する方法です。</p> <p>①口座振替依頼書による申込み 口座振替依頼書に記入・押印(金融機関届出印)のうえ税務課収納係宛にお送りください。口座振替依頼書は、区ホームページからのダウンロード、または、ご連絡いただければご自宅に郵送いたします。</p> <p>②スマートフォンによる申込み 三菱UFJ銀行ほか一部地方銀行ではスマートフォンを使用してAIRPOST(Web口座振替受付サービス)でもお申し込みできます。 申込締切日と振替開始時期、振替方法等について、詳しくは口座振替依頼書記載の案内または区のホームページをご覧ください。</p>								
2	<p>ATM</p> 	<p>ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、 の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納付する方法です。</p>								
3	<p>クレジットカード</p>  <p>ネットdeモバイルレジ</p>     	<p>①モバイルレジクレジット 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードを利用して納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。</p> <p>②ネットdeモバイルレジ 区のホームページから専用サイトにアクセスし、パソコン、スマートフォン、タブレットに納付書に印刷された納付番号等を入力し、納付する方法です。納付書1枚あたり100万円未満の場合に利用可能です。</p> <p>①②ともに、利用できるクレジットカードは5種類です。また、クレジットカードで納付する場合は、納付金額のほかに決済手数料がかかります。(決済手数料は中野区の収入になるものではありません。)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1243 1428 1377"> <thead> <tr> <th>納付金額</th> <th>決済手数料(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～5,000円</td> <td>27円</td> </tr> <tr> <td>5,001円～10,000円</td> <td>82円</td> </tr> <tr> <td>10,001円～20,000円</td> <td>165円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以降、10,000円増えるごとに110円(税込)加算</p>	納付金額	決済手数料(税込)	1円～5,000円	27円	5,001円～10,000円	82円	10,001円～20,000円	165円
納付金額	決済手数料(税込)									
1円～5,000円	27円									
5,001円～10,000円	82円									
10,001円～20,000円	165円									
4	<p>インターネットバンキング</p>  	<p>①ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングにアクセスして納付する方法です。</p> <p>②モバイルレジ 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングにアクセスし納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。</p>								
5	<p>スマートフォン決済アプリ</p>          	<p>納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリへチャージした金額から納付する方法です(PayB及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください)。</p> <p>LINE Pay、PayPay、auPAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ、Fami Pay、PayB、楽天銀行アプリの9種類のアプリで納付可能です。納付書1枚あたり30万円以下(Fami Payは10万円以下)の場合に利用可能です。</p>								

口座振替の申込みがスマートフォンで手続きできます。



三菱UFJ銀行ほか地方銀行数行では、**AIRPOST** (エアポスト) を利用してスマートフォンから口座振替の申し込みができます。

AIRPOST (エアポスト) なら、区役所や金融機関窓口へ出向くことなく、外出せずにいつでもスマートフォンで申し込み可能です。申し込み方法は中野区ホームページをご覧ください。

(3) 特別徴収の納めかた

銀行・信用金庫などの金融機関やゆうちょ銀行及び郵便局、区役所及び区内5か所の地域事務所窓口のほか、地方税共通納税システムをご利用ください。

地方税共通納税システムを利用すると、パソコン操作で複数の自治体に一括納入することができます。

※ 地方税共通納税システムの詳細は、エルタックス (地方税ポータルシステム) ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

納付書または納入書には、納付・納入期限が表示されていますので、その期限までに納めてください。

(4) 納め過ぎた税金はお返しします (還付金)

① お返しする場合

既に納めた税金が修正申告等で減額になった場合や、二重払いの場合等には、納め過ぎた税金 (過誤納金) をお返しします。

ただし、還付を受ける方に、まだ納めていない住民税がある場合には、その住民税に充当し、過誤納金が発生したときは、「還付 (充当) 通知書」をお送りします。

② お返しする方法

口座振込によりお返しします。還付 (充当) 通知書に同封する還付金口座振込依頼書に振込み先の金融機関口座 (原則として本人名義) を記入し、返送してください。

(5) 期限までに納付のない場合

① 督促状

各期の住民税が定められた納期限までに納付されない場合は、法律に基づいて督促状を送付しています。

各期の住民税は、忘れずに納期限までに納めてください。

また、事前に相談した場合や分割納付中であっても、各期別本来の納期限までに完納していない場合は、督促状が送付されます。

② 延滞金

住民税を定められた納期限までに納めなかった場合、納期限から実際に納めた日までの日数に応じた延滞金が、住民税に加算されます。

この措置は、納期限までに納めた納税者や特別徴収義務者との公平を図るために設けられたものです。

延滞金の年率は、納期限の翌日から1か月間までは、延滞金特例基準割合に1%を加算した年率と年7.3%のいずれか低い方の年率(令和6年中は2.4%)、納期限後2か月目からは延滞金特例基準割合に7.3%を加算した年率と年14.6%のいずれか低い方の年率(令和6年中は8.7%)です。

※ 延滞金特例基準割合とは:財務大臣が告示する租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に、年1%の割合を加算した割合です。(令和6年中は1.4%)

③ 困ったときは納税相談を

災害や病気、事業の廃止等、様々な事情により納税が困難になったときは、お早めに納税相談をしてください。そのままにしておくと延滞金がついてしまうばかりでなく、滞納処分(差押等)をされることもあります。

ご事情によっては、ご相談のうえ、納税を一定の期間猶予したり、分割で納税したりすることができます。

④ 滞納処分

納期限を過ぎ、督促状をお送りしてもなお納税していただけない場合には、滞納している人の財産(預金・給与・不動産等)を差押えなければならないことが法律に定められています。これは、税を確実に徴収し、きちんと納めた方との間に不公平が生じないように行うものです。差押後も納付がない場合には、差押えた財産の取り立てや売却を行い、滞納している税に充てます。

<よくあるご質問>

◆納めすぎた税金は？

Q:督促状が来たので、その納付書で納めたところ、以前に送られてきた同じ税金の納付書が見つかり、それについても納めてしまいました。納めすぎた分は、いつ返してもらえますか？

A:税金が重複して納付されたことを確認するまでに、金融機関等で納めた場合2週間程度かかることがあります。その後、還付の通知をお送りしますので、振込先口座をご指定ください。なお、入金までに1か月ほどかかることもありますので、ご了承ください。

◆中野区から引っ越したら、どこに納税するの？

Q:中野区外に引っ越しましたが、中野区から納税通知書が届きました。住民税は、現住所の市区町村に納めるのではないのですか？

A:住民税は、毎年1月1日現在の住所地で課税されます。今年1月1日の住所が中野区であれば、その後、中野区外へ引っ越しされても、今年度の住民税は中野区に納めることとなります。

◆納めたのに督促状が!?

Q:6月末日納期限の第1期分を7月14日に銀行で納付しましたが、7月20日付で督促状がきました。納めてあるのにどうしてですか？

A:金融機関で納付されたことを区が確認できるまでに2週間程度かかる場合があります。本来の納期限を過ぎた後に納付があった場合、行き違いで督促状を送ってしまうことがあります。

Ⅲ 軽自動車税

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税に新たに「軽自動車税環境性能割」が創設されました。また、それまでの軽自動車税は、「軽自動車税種別割」へと名称が変わりました。

1 軽自動車税環境性能割

3輪・4輪以上の軽自動車取得価格が50万円を超える車両（新車・中古車を問いません。）が対象となります。これまでの自動車取得税と同様、軽自動車取得時に申告・納付してください。

なお、「軽自動車税環境性能割」は市町村税となりますが、当分の間は東京都が賦課徴収を行います。

車 種	税率（R6.1.1以降）		
	自家用	営業用	
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税		
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減）			
ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）			
(A)乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減（☆☆☆）又は平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆☆）		
	かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	
	かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外		2%
(B)車両総重量2.5t以下トラック（軽量車）	平成30年排出ガス基準50%低減（☆☆☆☆）又は平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆☆）		
	かつ令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	
	かつ令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	かつ令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外		2%

中野区 環境性能割



2 軽自動車税種別割

(1) 主な軽自動車等の種類と税額（令和6年度）

① バイク、ミニカー

車 種	排気量または定格出力	税 額
バ イ ク	50cc以下のもの	2,000円
	0.6kw以下のもの(特定小型原付)	2,000円
	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円
ミニカー	20ccを超え50cc以下のもの	3,700円

② 軽自動車(三輪以上。排気量660cc以下のもの)

車 種		平成27年3月31日 以前に新車登録さ れたもの	平成27年4月1日 以後に新車登録さ れたもの	新車登録から13年 以上経過した軽自動 車(電気自動車等を 除く。)	
軽 自 動 車	三輪(50cc超)	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

※ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に新車登録された三輪以上の軽自動車のうち電気自動車及び天然ガス等軽自動車、営業用乗用車で、一定の環境性能を有するものについては、その燃費性能に応じて税額をおおむね25%～75%軽減します(グリーン化特例)。

(2) 軽自動車税種別割の課税と納税

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に課税されます。

4月2日以降に軽自動車等を譲渡、または廃車しても、4月1日現在の所有者が、その年度の軽自動車税を納めることとなります。

毎年5月上旬に「軽自動車税納税通知書」をお送りします。納期限(例年5月末日)までに納めてください。

※ その年の「軽自動車税納税証明書」は、「軽自動車税納税通知書」により納税を済ませた後で発行できるようになります。

◆納める方法

① 窓口等での納付

コンビニエンスストア、金融機関や、ゆうちょ銀行または郵便局、区役所及び地域事務所にて現金で納めることができます。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、この方法により納めてください。


② スマートフォン決済アプリでの納付

「PayPay」「楽天ペイ」「au PAY」「d払い」「LINE Pay」「FamiPay」「J-Coin Pay」「PayB」「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納めることができます。


③ クレジットカード決済での納付

スマートフォンから「モバイルレジ」アプリ又は地方税お支払サイトを利用して納めることができます。


④ インターネットバンキングでの納付

ペイジーマーク()が付いた納付書で、パソコン・スマートフォン・携帯電話からインターネットバンキングを利用して納めることができます。「モバイルレジ」アプリで、スマートフォンからインターネットバンキングを利用して納めることができます。

⑤ ATMでの納付

ペイジーマーク()の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納めることができます。

⑥ 地方税お支払サイトでの納付

eLマーク()が付いた納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、パソコンやスマートフォンから地方税お支払サイトを利用して納めることができます。スマートフォン決済アプリ、クレジットカード決済、インターネットバンキング等の支払方法を選択できます。

(3) 軽自動車税種別割の減免

次のような場合には、軽自動車税が減免されることがあります（下記①～⑥）。

減免を受けようとする方は、申請書の提出が必要です。申請期間は納期限（例年5月末日）までです。なお、詳しくは「軽自動車税納税通知書」に同封する文書をご覧のうえ、諸税係までお問い合わせください。

（普通自動車を含め、お一人につき1台に限ります）

※1 現在減免を受けている方も、軽自動車等を乗り換えた場合は再度申請が必要です。

※2 減免の申請をする場合は、軽自動車税は納めないでおいてください。納めた場合は減免が受けられなくなります。

- ① 災害等により、生活が困難になった場合
- ② 生活保護法により生活扶助を受けている場合
- ③ 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「愛の手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方が所有している場合（※障害の程度が一定基準の方）
- ④ ③に該当する方と生計を共にする方が所有し、もっぱらその方のために使用する場合
- ⑤ ③に該当する方の世帯の方が所有し、常時介護する方（別世帯）が運転する場合
- ⑥ 構造上身体障害者等の利用に供するために所有する場合

3 軽自動車税の申告(登録・廃車)

軽自動車等を購入、または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合には、必ず申告してください。廃車の申告をしないと、所有していなくても引き続き所有者として課税されてしまいますのでご注意ください。

また、住所（所在地）・氏名（名称）・定置場等が変わった場合にも、申告が必要です。

(1) 申告はこちらへ

申告書の提出先は車両の種類によって次のように異なります。

車 種	窓 口
①排気量125cc以下の原動機付自転車 ②小型特殊自動車、ミニカー	中野区役所諸税係 ☎03(3228)8908
③排気量125ccを超えるオートバイ (軽二輪、小型自動二輪)	練馬自動車検査登録事務所(陸運局) (登録ヘルプデスク) 練馬区北町2-8-6 ☎050(5540)2032
④排気量660cc以下の軽三輪・軽四輪	軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所 (コールセンター) 板橋区新河岸1-12-24 ☎050(3816)3101

(2) 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の申告(登録・廃車)

登録・廃車の手続きは次のとおりです。申告時には、申告書を持参する方の本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど、官公庁が発行したもの)をお持ちください。また、代理人による申告の場合には、委任状をお持ちください。

① 登録の申告(標識の交付)

購入したり、譲り受けたり、または中野区へ転入した場合には、区役所で登録の申告をしてください。標識(ナンバープレート)と標識交付証明書を交付します。

*標識交付証明書…標識(ナンバープレート)を交付した時にお渡するもので、その車両が自分のものである証明になります。紛失・盗難の場合には、区の諸税係で再交付します。

② 登録の申告に必要なもの

ア 個人の場合

	新規 (購入した方)	古いナンバープレートのまま		廃車手続きをすませた後	
		転入した方	譲り受け方	転入した方	譲り受け方
必要なもの	販売証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	ナンバープレート 標識交付証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	ナンバープレート 標識交付証明書 譲渡証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	廃車申告受付書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	廃車申告受付書 譲渡証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの

*住民登録のない方は、居住を確認できる資料(アパート等の賃貸借契約書、公共料金領収証、郵便物など)と免許証をお持ちください。

イ 法人の場合

個人とほぼ同じですが、中野区で初めて登録する場合は、所在地確認資料(登記簿謄本、郵便物など。納税通知のあて先になります)が必要です。

また、例えば『所在地が区外で定置場が中野区』などのように異なる場合は、定置場を証明する資料(郵便物、公共料金領収証、駐車場契約書など)も必要です。詳しくはお問い合わせください。

③ 廃車の申告(標識の返納)

譲渡・盗難・破損による処分、他の市区町村に転出した場合には、すぐに廃車の申告をして、標識(ナンバープレート)・標識交付証明書をお返してください。

また、廃車申告を代理人に依頼した場合には、廃車申告受付書を受け取り、手続きが済んだことを必ず確認してください。

④ 廃車の申告に必要なもの

標識(ナンバープレート)・標識交付証明書、申告書を持参する方の本人確認できるもの

〈よくあるご質問〉

◆原動機付自転車が盗難にあったときは？

Q:原動機付自転車が盗難にあっ
てしまいました。どうしたらよい
でしょうか？

A:警察署に盗難届を出し、受理した警察署・受理番号・受理年月日を確認のうえ、本人確認のできるものを持って、区役所で廃車の申告をしてください。盗難届の受理年月日で廃車します。盗難届を出していない場合は、廃車申告の年月日で廃車します。

廃車申告をしないと、毎年軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

◆ナンバープレートを紛失・破損したときは？

Q:原動機付自転車のナンバープレートがはずれて無くなってしまいました。どうしたらよいでしょうか？

A:標識交付証明書と本人確認のできるもの、及び手数料200円を持って、再発行の手続きをしてください。新しいナンバープレートを交付します。破損の場合はナンバープレートの残り部分をお持ちください。

◆引っ越しをするときは？

Q:A区からB区に引っ越しをします。原動機付自転車のナンバーを変更するにはどのような手続きが必要ですか？

A:方法① A区で廃車申告し、そのときに発行された廃車申告受付書と本人確認のできるものを持って、B区で登録の申告をしてください。

A:方法② A区のナンバープレートと標識交付証明書、本人確認のできるものを持って、B区に申告をしてください。B区がナンバープレートと標識交付証明書を回収したうえで、登録をお受けします。

◆原動機付自転車を譲渡するときは？

Q:原動機付自転車を友人に譲りたい(友人から譲り受けたい)のですが、どのような手続きが必要ですか？(登録がA区からB区へ移る場合)

A:方法① A区で廃車申告し、そのときに発行された廃車申告受付書と譲渡証明書、及び譲り受けた方の本人確認のできるものを持って、B区に登録の申告をしてください。

A:方法② A区のナンバープレートと標識交付証明書、譲渡証明書、及び譲り受けた方の本人確認のできるものを持って、B区に登録の申告をしてください。B区がナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書を回収したうえで、登録をお受けします。

◆国外へ転出するときは？

Q:外国へ転出するのですが、どうしたらいいでしょうか？

A:廃車申告、または譲渡手続きをしてください。

※ 譲渡証明書は、①譲渡年月日、②譲渡人と譲受人の住所(所在地)・氏名(名称)、③「車台番号〇〇の車両を譲渡する」旨の記載があれば、便せんなどに書いたもので結構です。

このQ&Aは、原動機付自転車(小型特殊・ミニカーを含む)の場合に限ります。

排気量125ccを超えるオートバイ及び軽三・四輪車については、それぞれ自動車検査登録事務所(陸運局)・軽自動車検査協会にお問い合わせください。(34頁参照)

IV 特別区たばこ税

たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金です。たばこには、さまざまな税金がかけられています。消費税、国のたばこ税、都たばこ税、そして特別区たばこ税です。たばこを買った人は、これらの税金も一緒に払っていることになります。

特別区たばこ税は、たばこ製造業者や卸売販売業者などが中野区内の小売店に売り渡したたばこの本数により計算して申告納付しています。したがって、中野区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まります。

【たばこ1箱の税金】

1箱(20本入り)580円の場合

税金の種類	税 額	定価に占める割合
特別区たばこ税	131.04円	22.6%
都たばこ税	21.40円	3.7%
たばこ税(国税)	136.04円	23.5%
たばこ特別税(国税)	16.40円	2.8%
消費税(地方消費税含む)	52.73円	9.1%
合 計	357.61円	61.7%

※ 上記は、消費税10%の場合の税額です。

※ 自動販売機でたばこを購入する際は、専用のICカード「taspo(タスポ)」が必要です。

【タスポお問い合わせ先】

taspo(タスポ)ダイヤル

☎0120(222)180(一般電話から)

☎0570(012)340(携帯電話から)

☎011(330)3201(PHS・IP電話から)

(土日祝日を除く午前9時～午後5時)

◆中野区内で購入したたばこの税金は？

Q:たばこを中野区内の店舗や自動販売機で購入すると、その特別区たばこ税は中野区の収入になりますか？

A:中野区内の店舗や自動販売機で購入されたたばこに対する特別区たばこ税は、中野区の収入になり、中野区民のみなさんのくらしに役立てられます。

V 不服申立て

住民税の賦課決定(税額の決定)や、滞納処分(差押等)について不服のある方は、区長に対して文書で審査請求ができます。

審査請求にあたっては、「審査請求書」を作成し、提出していただく必要があります。

主な処分に対する審査請求の期間

	審査請求期間
賦課決定について	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促について	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
財産の差押えについて	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日まで

VI 税の証明書

1 区役所で発行する税証明書

(1) 税証明書の種類

区税に関する証明書は次のとおりで、手数料は1通につき300円です(軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は無料です)。

税の種類	証明書の種類	備考
住民税	・課税証明書 ・納税証明書	所得証明書も兼ねています。 (一部の非課税証明書を除く)
軽自動車税	・納税証明書 (継続検査用・譲渡用)	滞納がある方には発行できません。 滞納分を納付した方、現年課税がない方、納税後の納付書を紛失した方等に発行します。

- ※1 土地家屋の「評価証明書」は、都税事務所で発行しています。
- ※2 所得税の「納税証明書その1(納税額)、及びその2(所得金額)」は、税務署で発行しています。
- ※3 令和6年度から、住民税とあわせて「森林環境税」の金額が証明書に記載されます。
- ※4 軽自動車税の納付書の納税証明書(継続検査用)欄に、滞納「無」と表示があれば、納税後そのまま継続検査(車検)用の納税証明書になります。
また、継続検査(車検)用以外はすべて譲渡用の納税証明書(手数料300円)を発行します。

(2) 新年度の税証明書は、いつから発行?

① 住民税の場合

納付の方法によって異なります。

- ア お勤め先で給与から天引きされている方(給与特別徴収) …5月中旬から※
- イ 自営業など個人で直接納める方(普通徴収) …6月中旬から
- ウ 公的年金から天引きされている方(年金特別徴収) …6月中旬から
- エ 非課税の方 …6月中旬から

※アの方で給与特別徴収以外の徴収分がある場合はイ、ウ同様6月中旬となります。

② 軽自動車税の場合

…5月上旬から

2 税証明書が必要になったら

(1) 申請(交付)窓口は

新庁舎移転後は2階になります(令和6年5月7日から)

- ① 平日(午前8時半～午後5時)……区役所1階証明係、及び地域事務所
- ② 夜間(毎週火曜日午後8時まで)…区役所1階証明係
※祝日及び12/29～1/3を除く
- ③ 休日(毎週日曜日午前9時～午後4時)…区役所1階証明係
※12/29～1/3を除く(左記のほか臨時閉庁する場合があります。)


(2) お持ちいただくもの

本人の場合
①本人であることが確認できるもの(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、官公庁が発行したもの)

代理の方の場合
①委任状(区内に住所があり同一世帯を確認できる場合は不要。車検用は車検証(写し)でも可。)
②代理人自身であることが確認できるもの (運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、官公庁が発行したもの)

委 任 状 ～書き方の例～

便せんなどにお書き下さい(申請人の欄は自署または押印が必要です)。

委 任 状	
〇〇年〇〇月〇〇日	
中 野 区 長 殿	
《申請人》 中野区中野4-8-1 中 野 A 男  (スタンプ印は不可)	
私は、下記の者に、〇〇年度の住民税課税(納税)証明書〇通の交付申請と受領の権限を委任します。	
《代理人》 中野区中野4-8-1 中 野 B 子	

よくあるご質問

◆所得証明書は区役所で取れますか？

Q:金融機関から融資を受けるため、所得証明書が必要です。区役所で取れますか？

A:住民税の課税証明書または納税証明書をご申請ください。どちらも所得額が記載されていますので、所得を証明することができます。区役所または地域事務所で発行しています。

◆税証明書は代理で取れますか？

Q:知人に頼まれて税証明書を取りに来ましたが、断られてしまいました。私は善意でやっているのになぜですか？

A:プライバシー保護のため、交付申請ができるのは原則として本人です。本人以外の方が代理で交付申請をする場合は、委任状が必要です。ただし、区内に住所があり同一世帯を確認できる場合は不要です。

◆申告していない場合の税証明書は？

Q:税証明書が必要になったのですが、「申告をしていないので発行できない。」と言われてました。どうしたらいいですか？

A:税証明書は、住民税が課税(非課税)決定されていないと交付できません。住民税の申告をしてください。ご希望があれば、住民税申告書をご自宅へ送付します。なお、税証明書の発行は、税額計算などの事務処理上、日数を要することがあります。

◆引っ越した場合、税証明書はどこで取れますか？

Q:今年の2月4日に中野区に引っ越してきました。税証明書は取れますか？

A:住民税は、毎年1月1日現在、お住まいの市区町村で課税されます。したがって1月2日以降に中野区に転入した方については、その年は中野区で課税されないため、税証明書は発行できません。その年の1月1日に住んでいた市区町村でお尋ねください。

◆納税してすぐに証明書は取れますか？

Q:税金を納めてすぐに納税証明書を取りたいのですが、どうしたらいいですか？

A:住民税を銀行などで納めると、区で納入を確認するまでに2週間ほどかかります。すぐに納税証明書が必要な場合は、領収証書(原本)を区役所または地域事務所にお持ちください。
※夜間・休日開庁時は対応できません。

(3) 窓口に行けないときは

① 郵送による申請(音声案内サービス ☎03(3228)8846)

必要な書類や手数料を中野区役所(戸籍住民課証明係)へ郵送してください。申請書などをポストに投函いただいてから証明書がお手元に届くまでに、10日から2週間程度かかります。

なお、郵送での代理人の申請は受け付けません。また、お住まいの住所地以外には郵送できませんので、ご注意ください。

ア 申請書の書き方

便せん等に、表題「税証明交付申請書」とお書きください。

ご自身で下記の事項をお書きください。

- (ア) 中野区での住所(転出した場合はあわせて転出後の住所(マンション・アパート名、部屋番号等)を全て記入してください。)
- (イ) 氏名
- (ウ) 生年月日
- (エ) 昼間連絡がとれる電話番号
- (オ) 税証明書の種類(課税証明書または納税証明書)・必要な年度・通数・使用目的
- (カ) 標識番号(軽自動車税の納税証明書の場合のみ)

イ 手数料

1通につき300円です。定額小為替を郵便局でお買い求めのうえ、無記名のまま同封してください(軽自動車税継続検査用は無料)。

ウ 返信用封筒

ご自宅の郵便番号・住所・氏名を記入して切手を貼ったものを同封してください。

エ 現住所が記載されている本人確認書類の写し(コピー)

マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、年金手帳等の写しを同封してください。

※転居等による住所変更で裏面に住所が記載されている場合は裏面の写しも必要です。

オ 送り先

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所 戸籍住民課 証明係

※ 新所在地(令和6年5月7日から)

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所 戸籍住民課 証明係

④ コンビニ交付サービス

区内在住の方は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)をご自分で操作し、税証明書を取得することができます。手数料は1通につき200円です。

ア 利用可能時間

午前6時半～午後11時(年末年始、保守点検日を除く)

- ※1 必要な年度の1月1日に中野区に住民登録がない方は発行できません。
- ※2 コンビニで納付しても、その納付額が反映された証明書はすぐには発行できません。
- ※3 税法上扶養されている方は、所得金額や税額の記載のない「*(アスタリスク)」の表記された非課税証明書が発行される場合があります(所得金額の記載がないため、所得証明書としてはお使いになれません)。勤務先での扶養調査等のため所得金額の記載のある証明書が必要な方は、所得がない場合でも、住民税の申告をしてください。
- ※4 コンビニ交付サービスで取得された証明書の交換や返金はできません。
- ※5 転出者や転出予定者(転出届を出された方)は、コンビニ交付サービスによる証明書の取得ができなくなりますので、ご注意ください。
- ※6 軽自動車税の納税証明書はコンビニでは取得できません。

中野区 税証明



令和5年度 中学生の税についての作文

中野区長賞

【税と向き合う】

東京都立富士高等学校附属中学校3年 平野 花奈

私たちは、今学校に通い、教科書が配られたり、給食を食べたりと教育を受けることができている。私たちが使っている教科書や机、いすなどは税金が使われて学校に支給されている。しかし、私は教科書には税金が使われて私たちに無償で提供されていることは知っていたが、学校の机やいすまでもが税金を使っているとは今回調べるまで知らなかった。

私たちの学年から一学年の人数が1クラス分増えたことにより、中2ももうすぐ終わりとなった頃、3年1組は講義室をホームルーム教室にして使うということを知った。私はその講義室を授業で何回か利用したことがあったが、他の教室とは教卓やいすが違い、どれも古かった。それを思い出した時、私は「どんな教室になるのだろう。」と内心思っていた。そして中3の始業式、クラス替えが発表された。私は1組だった。早速教室に行ってみると、教室を見て衝撃を受けた。なぜなら床はきれいにワックスがかけてあり、さらに教卓・机・いす・ロッカーまでもが新品だったからだ。あんなに古かったものが全てなくなり、きれいな教室になっていて正直嬉しかった。きっと学校が買い替えてくれたのだろう。その時はそう思っただけだった。

しかし、今回の税の作文を書くにあたって配られた資料を読んで、机やいすにも私達が払っている税金が使われていることを知った。そこで全てが繋がった。今、私たちが利用しているきれいな教室は誰かが払ってくれた税金によって実現しているということを知った。そして、今まで税金についてよく知らなかったものの、どんなところに使われているのかを知り、「税金ってありがたい存在だな」と感じるようになった。

日本では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と憲法で定められている。そのため、未成年の私達でも消費税などの税金を払い、大人になって働き始めたらさらに多くの税金を納めなければならない。こう聞くと、「税なんてなんであるの」と思ってしまふ。しかし、言い方を変えると私達が払った税金は日本という社会の中で安心・安全に、そして豊かに暮らすためには必要不可欠なものである。さらに、誰かが払った税金は誰かの命を救い、あるいは未来を担う子供たちの学びにつながられている。このことを理解するだけでも、税金との向き合い方は変わってくると思う。令和元年、消費税が引き上げられ、様々なところで反対の声があがった。確かに、負担する金額が増えるのは嫌だが、私は高齢者の命をつないでいる大切な存在だと思う。今後、少子高齢化社会になっていくにつれて税金の在り方も少しずつ変化していくと思う。そのために、私は学校の授業ができていことにありがたみを持ったうえで税金の種類や仕組みを学び、自分自身が社会を支える一員ということを実感して貢献していきたい。

索引(用語から掲載ページを調べる)

	用 語	よ み	掲載ページ
あ	一時所得	いちじしょとく	13
	医療費控除	いりょうひこうじょ	16、18
	インターネットバンキング	いんたーねっとばんきんぐ	27、28、33
	Web口座振替受付サービス (AIRPOST)	うえぶこうざふりかえうけつけさーびす (えあぼすと)	28、29
	エルタックス	えるたっくす	29
	延滞金	えんたいきん	30
か	寡婦控除	かふこうじょ	17
	環境性能割	かんきょうせいのうわり	32
	基礎控除	きそこうじょ	17
	寄附金税額控除	きふきんぜいがくこうじょ	20、21
	給与所得	きゅうよしょとく	13
	給与特別徴収	きゅうよとくべつちようしゅう	5、26
	均等割	きんとうわり	7
	勤労学生控除	きんろうがくせいこうじょ	17
	グリーン化特例	ぐりーんかとかれい	33
	クレジットカード	くれじつとかーど	27、28、33
	軽自動車税	けいじどうしゃぜい	32
	口座振替	こうざふりかえ	27、28、29
	さ	雑所得	ざつしょとく
雑損控除		ざつそんこうじょ	17
山林所得		さんりんしょとく	13
事業所得		じぎょうしょとく	13
地震保険料控除		じしんほけんりようこうじょ	16
社会保険料控除		しゃかいほけんりようこうじょ	16
種別割		しゅべつわり	32
住宅ローン控除		じゅうたくろーんこうじょ	19
障害者控除		しょうがいしゃこうじょ	17
小規模企業共済等掛金控除		しょうきぼきぎょうきょうさいとう かけきんこうじょ	16
譲渡所得		じょうとしょとく	13
所得金額調整控除		しょとくきんがくちようせいこうじょ	14、15
所得割		しょとくわり	7

	用語	よみ	掲載ページ
さ	申告	しんこく	9、10
	人的調整控除額	じんてきちょうせいこうじょがく	11
	森林環境税	しんりんかんきょうぜい	7、25
	スイッチOTC医薬品	すいっちおーていーしーいやくひん	16、18
	税証明書	ぜいしょうめいしょ	41
	生命保険料控除	せいめいほけんりょうこうじょ	16
	セルフメディケーション税制	せるふめでいけーしょんぜいせい	16、18
た	退職所得	たいしょくしょとく	13、23
	退職所得控除額	たいしょくしょとくこうじょがく	23
	滞納処分	たいのうしょぶん	30
	地方税共通納税システム	ちほうぜいきょうつうのうぜいしすてむ	29
	督促状	とくそくじょう	30、39
	特別区たばこ税	とくべつくたばこぜい	38
	特別徴収	とくべつちょうしゅう	5、6、29
な	ナンバープレート	なんばーぷれーと	35
	年金特別徴収	ねんきんとくべつちょうしゅう	6、26
は	配偶者控除	はいぐうしゃこうじょ	17
	配偶者特別控除	はいぐうしゃとくべつこうじょ	17
	配当所得	はいとうしょとく	13
	ひとり親控除	ひとりおやこうじょ	17
	標識交付証明書	ひょうしきこうふしょうめいしょ	35
	標準税率	ひょうじゅんぜいりつ	12
	普通徴収	ふつうちょうしゅう	4、26、27
	不動産所得	ふどうさんしょとく	13
	扶養控除	ふようこうじょ	17
	ふるさと納税	ふるさとのうぜい	21
	ペイジーマーク	ぺいじーまーく	28、33
ま	マイナンバーカード	まいなんばーかーど	41、43、44、45
	モバイルレジ	もばいるれじ	28、33
ら	利子所得	りししょとく	13
わ	ワンストップ特例	わんすとっぷとくれい	21

令和6年度 みんなの区税

令和6年2月発行

編集・発行 中野区税務課

中野区中野4-8-1

☎03(3389)1111(代表)

5中区税第1575号